

おざき事務所 報酬表

※各種業務の見積もりについてはメールにて送信させていただきます。その後、業務を依頼していただける場合は別途請求書をメールにて送信させていただきます。（諸経費等、実費は別）

※千葉県千葉市、市原市、袖ヶ浦市は交通無料です。以外の地区は交通旅費の実費がかかります。

※受任契約締結後のお客様のご都合による解除は途中清算による違約金が発生します。お客さまとの協議による実費精算となります。実費精算として実費＋時間給の額を 9, 000 円としてさせていただきます。

※別途消費税 10 %がかかります。

ご相談

相談報酬： 30 分につき 5, 000 円となります。

初回相談料 1 時間は無料です！

※お客様のご都合の良い場所に、お伺いすることも可能です。

※業務受任につながる場合は無料です

障害年金申請代行

（認定日請求）：年金額の2か月分

（訴求性級）：年金額の2か月分+遡及額の10%

※代金のお支払いは初回の年金支給日より10日以内にお振込みをお願いしています。

※着手金はいただいておりません。（審査請求・再審査請求除く）

※年金が受給できなかった場合は料金は発生いたしません。

更新手続き（申請代行依頼のお客様）：継続した場合に35,000円

（新規のお客様）：継続した年金額の1か月分

等級の変更手続き（額改定請求）：変更された年金額の2か月分

停止した年金の再開手続き：開始した年金額の2か月分

審査請求・再審査請求：請求が認められた場合の年金額の3か月分

※審査請求・再審査請求は別途着手金30,000円がかかります。

老齢年金・遺族年金申請代行

申請代行：30,000円

障害手当金：支給額の15%

労働紛争のあっせん代理

着手金：30,000円（下記に着手金についての説明がありますので、お読みください）

成功報酬：和解金等経済的利益の20%。（地位の確認（復職を求めるなど）だけのあっせんについては、訴額の例にならい解決金を160万円と計算します。解決金がある場合は、多額の一方となります。）

※交渉の結果、相手方があっせんに応じない場合でも着手金の返金はありません。また、ご希望により弁護士の先生へのご紹介も致します。

※民間ADR期間を利用して解決を図る場合は、別途協議させていただきます。

（労働局以外でのあっせんには特定社会保険労務士が単独受任できる紛争価格に上限があるため）

あっせん申請書類作成のみ：30,000円

着手金のポイント

1. 着手金は、途中で弁護士、認定司法書士、特定社労士を解任しても戻ってきません。
2. 着手金は、あっせんにて思い通りの結果にならなくても戻ってきません。
3. 着手金は、前金（費用の一部を先に支払うお金）とは違います。
4. 着手金は、仕事を依頼した時に支払います。

弁護士、認定司法書士、特定社労士と委任契約をしたら、着手金は支払わなければならないということです。

ですから弁護士、認定司法書士、特定社労士に委任するということは重大な決断をするということです。

後からキャンセルすればいいやというような軽い気持ちで委任しないでください。

着手金は、弁護士、認定司法書士、特定社労士の活動にかかる費用の一部を前払いで支払っておく、という性質のものではありません。ですから着手金を支払ったらそれで終わりということではありません。着手金以外の費用として、交通費、成功報酬が発生します。

一番怖いのは、わかったつもりで契約してあとでもめることです。わからない点はお気軽にご質問してください。

各種許認可

介護サービス・居宅系の申請の場合

訪問介護 130,000円

訪問入浴介護 130,000円

訪問看護 130,000円

福祉用具販売 130,000円

福祉用具貸与 130,000円

居宅介護支援 130,000円

福祉用具販売・貸与の同時申請 130,000円

障害福祉系の申請の場合

相談支援事業所 130,000円

居宅介護・重度訪問介護 130,000円

一般建設業許可	知事許可：1 3 0, 0 0 0 円
業種追加	9 0, 0 0 0 円
更新	7 0, 0 0 0 円

特定建設業許可	知事許可：2 2 0, 0 0 0 円
業種追加	1 6 0, 0 0 0 円
更新	1 0 0, 0 0 0 円

決算報告届	知事許可：5 0, 0 0 0 円
経営事項審査あり	5 5, 0 0 0 円

経営事項審査申請	知事許可：2 2 0, 0 0 0 円
----------	---------------------

変更届	営業所の新設、営業所の業種追加：9 0, 0 0 0 円
	上記以外：4 0, 0 0 0 円

法人開設

定款作成：50,000円 公証役場承認手数料：30,000～50,000円

登記申請：提携司法書士が申請：50,000円＋登録免許税

顧問報酬金額（1ヵ月あたり）（**労災保険特別加入が必要な場合は別途に組合の入会料と年会費が必要です**）

- ・従業員の入社・退社に伴う手続き
- ・労働保険、社会保険に関しての手続き全般（**新規適用届、労働保険の年度更新、社会保険の算定基礎届除く**）
- ・労務相談

社員数	1人～4人	5人～9人	10人～19人	20人～29人	30人～49人
報酬月額	20,000円	25,000円	30,000円	40,000円	60,000円
社員数	50人～69人	70人～99人	100人～149人	150人～199人	200人～249人
報酬月額	90,000円	110,000円	140,000円	170,000円	200,000円

※建設業の場合は要相談

労働・社会保険の新規適用、廃止届 ※これらは顧問契約外です ※顧問契約の方は20%オフ
新規適用

社員数/保険種類	健康保険・厚生年金	労災保険・雇用保険
1人～4人	30,000円	30,000円
5人～9人	50,000円	50,000円
10人～19人	70,000円	70,000円

※20人以上から1人増すごとに1,000円

適用廃止

社員数/保険種類	健康保険・厚生年金	労災保険・雇用保険
1人～4人	30,000円	30,000円

※5人以上から1人増すごとに1,000円を加算

保険料の算定・申告

※これらは顧問契約外です。 ※顧問契約の方は20%オフ

社員数/保険種類	社会保険月額算定基礎届・月額変更届	労働保険概算保険料・確定申告(継続事業)
1人～4人	30,000円	30,000円
5人～9人	35,000円	35,000円
10人～19人	40,000円	40,000円
20人～29人	50,000円	50,000円
30人～39人	60,000円	60,000円
40人～49人	70,000円	70,000円

給料計算代行

基本料金：15,000円＋従業員1人あたり：1,500円 ※顧問契約の方は20%オフ

※料金には、勤怠集計は含まれておりません。勤怠集計は別途料金が発生致します。

就業規則等の作成・変更

就業規則の作成	150,000円～
就業規則の変更	50,000円～
諸規程の作成	50,000円～
諸規程の変更	30,000円～

助成金申請代行の報酬（助成金の代行は顧問先のみ）

着手金	無し
手続報酬	受給額の15%

調査への立会業務

労働基準監督署の調査への立会	50,000円
是正勧告書、指導票への対応（是正報告書作成）	50,000円
年金事務所の調査への立会	40,000円

労働基準監督署は、その管轄の事業所に対して定期的に監督を行っています。また、労働者からの申告があった場合にも監督を行う場合があります。

労働者からの申告とは、例えば「会社を即日解雇されたが、解雇予告手当の支払いがなかった」というような申告が、労働者から労働基準監督署にあった場合等に行われます。

年金事務所の調査とは、社会保険に加入すべき人が、加入しているか（加入漏れがないか）というようなことを調べるため等に調査が入ることがあります。

このような調査の際に、事前に対応を協議したり、本来届け出なければならない書類を届け出（別途書類を作成するような場合には、別途費用が発生する場合があります。）たり、調査の場に立ち会うというようなことを行います。

スポット業務

労働保険関連の業務

業務内容	報酬
被保険者資格取得届・喪失届（離職票なし）	15,000円
被保険者資格喪失届（離職票あり）	25,000円
被保険者氏名変更届	20,000円
被保険者転勤届	15,000円
被保険者証再交付申請書	15,000円
取得・喪失等届訂正・取消届	15,000円
休業開始時賃金月額証明書（育児・介護）	15,000円
育児休業基本給付金支給申請書	20,000円
介護休業給付金支給申請書	15,000円
六十歳到達時等賃金月額証明書	20,000円
高年齢雇用継続給付金支払申請書	20,000円
療養補償給付たる療養の給付請求・費用請求書	30,000円
療養の給付を受ける指定病院等変更届	30,000円
休業補償給付支給申請書	30,000円
労働者死傷病報告	20,000円
第三者行為災害届	80,000円
特別加入申請書	40,000円
継続事業一括認可・取消申請	30,000円
労災保険名称・所在地等変更届	25,000円
雇用保険事業主・事業所各種変更届	25,000円

労働基準法、労働安全衛生法関連の業務

フレックスタイム制に関する協定書	30,000円
一年単位の変形労働時間制に関する協定書	30,000円
一箇月単位の変形労働時間制に関する協定書	30,000円
一週間単位の非定型変形労働時間制に関する協定書	30,000円
3 6 協定届（時間外労働・休日労働に関する協定書）	30,000円
事業場外のみなし労働時間制に関する協定書	30,000円
専門業務型・企画業務型裁量労働制に関する協定書	30,000円
健康診断結果報告書	30,000円
産業医・安全管理者・衛生管理者選任届	30,000円

社会保険関連の業務

健康保険組合への編入手続	80,000円
被保険者資格取得届・喪失届	15,000円
被扶養者異動届・国民年金第3号被保険者届	15,000円
健康保険任意継続被保険者資格取得申請書	15,000円
健康保険被保険者証減失届・回収不能届	15,000円
社会保険資格喪失証明書	15,000円
退職証明書	15,000円
賞与等支払届（5名まで）	10,000円
健康保険被保険者証・年金手帳再交付申請書	15,000円
健康保険被保険者証の更新（5名まで）	10,000円
被保険者氏名更新（訂正）・生年月日訂正・住所変更届	15,000円
国民年金第3号被保険者住所変更	15,000円
適用事業所所在地・名称変更届	25,000円
出産育児一時金請求書	10,000円
出産手当金請求書（1回につき）	30,000円
療養費支払申請書	15,000円
高額療養費支払申請書	15,000円
傷病手当金請求書（1回につき）	30,000円
埋葬料（費）請求書	20,000円
育児休業等取得者申出書・育児等取得者終了届	15,000円
第三者行為による傷病届	60,000円

※上記の報酬規定以外のご依頼、報酬は要相談とさせていただきます。相談後、報酬額を提示いたしますのでご依頼するかご判断ください。よろしくお願いいたします。

※報酬について疑問に思ったことなどは、お気軽にお問い合わせください